

最低賃金引上げに関して、島根労働局に異議申出

島根地方最低賃金審議会は、8月6日、島根県最低賃金について、中央最低賃金審議会の目安より4円高い32円とするよう答申しました。

これに対して、島根県商工会連合会、島根県商工会議所連合会及び当中央会は、県内の中小・小規模企業はコロナ禍の中、非常に厳しい経営状況にあり、32円の最低賃金引上げは到底認められるものではなく、危機的な経済状況や事業の賃金支払い能力を十分に考慮した上で慎重な審議をすること、最低賃金改正に当たっては明確な根拠を示した上で決定することを求め、8月23日、島根労働局に異議申出書を提出しました。